

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)	(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)
第21条の4 前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給は、次に掲げる異動の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。	第21条の4 前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給は、次に掲げる異動の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける職種から行政職給料表(2)の適用を受ける職種への異動 第21条の2第1項 <u>第1号</u> 及び第2項の規定を準用し算出した号給	(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける職種から行政職給料表(2)の適用を受ける職種への異動 第21条の2第1項 _____及び第2項の規定を準用し算出した号給
(2) (略)	(2) (略)
第22条 (略)	第22条 (略)
(勤務成績の証明)	(勤務成績の証明)
第23条 条例第5条第5項の規定による昇給(第25条又は第26条に定めるところにより行うものを除く。 <u>第24条</u> において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その職の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。	第23条 条例第5条第5項の規定による昇給(第25条又は第26条に定めるところにより行うものを除く。 <u>次条</u> において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その職の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。
(職員の昇給区分及び昇給の号給数)	(職員の昇給区分及び昇給の号給数)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 職員の昇給区分は <u>第23条</u> に規定する勤務成績の証明に基づき、職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、町長の定めるところにより行うものとする。	2 職員の昇給区分は <u>前条</u> に規定する勤務成績の証明に基づき、職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、町長の定めるところにより行うものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
3～8 (略)	3～8 (略)
～略～	～略～
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
ア 行政職給料表(1)級別標準職務表	ア 行政職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	職務の分類基準
8級	(1) (略) (2) <u>会計管理者</u> (3)～(7) (略)
(略)	
2級	(1)～(7) (略) (8) 相当の知識経験を有する保健師、看護師、准看護師 <u>_____</u> 、 <u>栄養士</u> 、介護認定調査員又は生活訓練指導員の職務
1級	(1)～(7) (略) (8) 保健師、看護師、准看護師 <u>_____</u> 、 <u>栄養士</u> 、介護認定調査員又は生活訓練指導員の職務

～略～

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
(略)		

2 短大卒	(1) 短大3卒	(ア) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 <u>_____</u> <u>_____</u> (イ)～(エ) (略)
	(2) 短大2卒	(ア) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 <u>_____</u> <u>_____</u> (イ)～(カ) (略)
3 高校卒	高校卒	(ア) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (イ) (略)

(略)

職務の級	職務の分類基準
8級	(1) (略) (2) <u>会計管理者の職務</u> (3)～(7) (略)
(略)	
2級	(1)～(7) (略) (8) 相当の知識経験を有する保健師、看護師、准看護師、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>栄養士</u> 、介護認定調査員又は生活訓練指導員の職務
1級	(1)～(7) (略) (8) 保健師、看護師、准看護師、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>栄養士</u> 、介護認定調査員又は生活訓練指導員の職務

～略～

別表第3(第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
(略)		

2 短大卒	(1) 短大3卒	(ア) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (イ)～(エ) (略)
	(2) 短大2卒	(ア) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (イ)～(カ) (略)
3 高校卒	高校卒	(ア) 学校教育法による高等学校、中等教育学校 <u>_____</u> 又は特別支援学校の高等部の卒業 (イ) (略)

(略)

備考（略）

～略～

別表第10(第28条関係)

休職期間等調整換算表

理由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第19条第1項の 休職	3/3以下
寒川町職員の勤務時間、 休暇等に関する 条例 第11条	
の介護休暇	
(略)	
地方公務員法 第5 5条の2第1項ただし 書の許可を受けた場 合	2/3以下

備考（略）

備考（略）

～略～

別表第10(第28条関係)

休職期間等調整換算表

理由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第19条第1項の 休職	3/3以下
寒川町職員の勤務時間、 休暇等に関する 条例(平成11年寒川 町条例第4号)第11条	
の介護休暇	
(略)	
地方公務員法(昭和22 5年法律第261号)第5 5条の2第1項ただし 書の許可を受けた場 合	2/3以下

備考（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。